

平成 2 5 年 第 4 回 定例会

企 画 産 業 常 任 委 員 会
会 議 録

期日：平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日（木）

場所：大曲庁舎 互助会館第 1 会議室

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時

平成25年12月11日（木曜日） 午前10時00分 ～ 午前11時21分

会 場

大仙市役所 3階 互助会館第1会議室

出席議員（7人）

1番 富岡喜芳	8番 藤田和久	11番 茂木隆
13番 古谷武美	14番 武田隆	16番 高橋幸晴
20番 佐藤清吉		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企画部長 小松英昭	次長兼男女共同参画・交流推進課長 播摩幸子
総合政策課長 相馬幸則	情報システム課長 加賀勘悦
次長兼男女共同参画・交流推進課参事 佐々木繁隆	
農林商工部長 佐々木誠治	農林振興課長 今野功成
農林振興課参事 藤井一博	商工観光課長 五十嵐秀美
商工観光課参事 今善雄	企業対策課長 小野地洋

議会事務局職員出席者

主 査 佐藤和人

第1 議案第149号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案第154号 企画部及び農林商工部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 第3 議案第157号 大仙市協和モーターサイクル場の指定管理者の指定について
- 第4 議案第163号 平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
- 第5 陳情第2号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求めることについて
- 第6 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開 会

○委員長（高橋幸晴） おはようございます。

本日は、大変ご多用のところをお集まり頂きまして、ありがとうございます。

只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

本日の案件は、条例案2件、単行案1件、補正予算案1件でございます。お手元に配付の日程表にしたがって順次審査してまいります。

なお、発言の際は、正確な会議録作成のため、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

○委員長（高橋幸晴） 議案第149号「大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 情報システム課の加賀です。よろしく申し上げます。

それでは、資料N o 1、議案書の12ページ及び13ページをご覧ください。

議案第149号「大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例」の制定につきましては、携帯電話の不感地帯を解消するため、今年度において実施をしております西仙北地域の「大沢郷栩ヶ平（とちがひら）地区」への移動通信用鉄塔施設の整備が平成26年1月に完了予定であり、このことに伴い供用開始するため、同設置条例の一部を改正するものであります。改正の内容についてであります。設置条例の第2条の表において、西仙北大沢郷下布又無線局の項の次に、名称が「西仙北大沢郷栩ヶ平無線局」を、また、その位置は「大仙市大沢郷宿字栩ヶ平21番地6」を加えるものであります。なお、この条例は、平成26年2月1日から施行するものであります。

以上で議案の説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い

申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第154号「企画部及び農林商工部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

はじめに、企画部所管の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 総合政策課の相馬です。よろしくお願いいたします。

議案第154号、「企画部及び農林商工部に係る消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち、企画部にかかる条例について、ご説明申し上げます。

資料N o 1の議案書をご覧願います。24ページから26ページまでとなります。

本案は、消費税法及び地方税法の改正に伴い、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて3パーセント引き上げられることに伴い、公共施設について消費税率の増加分の3パーセントを使用料等に転嫁するものであり、企画部所管については第1条から第3条までとなります。第1条につきましては「大仙市南外コミュニティセンター条例（平成17年大仙市条例第284号）」のうち、第6条第2項に規定されている営利又は市民が慶弔時に使用する場合の利用料について、別表第2の南外コミュニティセンター及び南小学区コミュニティセンターの利用料を次のように改めるもの

であります。つづきまして、第2条につきましては「大仙市地上デジタル放送再送信施設設置条例（平成23年大仙市条例第31号）」のうち、第6条第1項に規定されている大仙市地上デジタル放送再送信施設の利用者にかかる年間の使用料を「3,600円」から「3,700円」に改めるものであります。第3条につきましては「大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」条例（平成20年大仙市条例第82号）」のうち、第5条に規定されている使用料について、別表中、上段はプール使用料、下段はトレーニングルーム使用料、その下の表は貸し館1時間あたりの各部屋の使用料を改めるものであります。これら、3本の条例については、公共施設の利用に係る所要の経過措置を設け、平成26年4月1日から施行するものであります。なお、使用料等の額の計算に当たっては、現在の使用料等の額を1.05で割って、1.08を乗じた額とし、計算後の額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて処理しております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（高橋幸晴） つぎに、農林商工部所管の説明を求めます。今野農林振興課長。
- 農林振興課長（今野功成） つづきまして、農林商工部に係わる条例について、ご説明申し上げます。議案書の26ページからでございます。

先程の企画部に係わる条例と同様に、消費税率の改定に伴う使用料等の額の改正を行うものでございまして、第4条は、大仙市総合営農支援施設設置条例の一部改正、第5条は、大仙市南外多目的集会施設設置条例の一部改正、第6条は、大仙市南外農林漁業者創作研修センター設置条例の一部改正、第7条は、大仙市南外生活改善センター設置条例の一部改正、第8条は、大仙市西仙北農村交流施設条例の一部改正、28ページをお願いいたします。第9条は、大仙市協和農作業準備休養施設設置条例の一部改正、第10条は、大仙市協和農業体験学習館条例の一部改正、第11条は、大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設条例の一部改正、第12条は、大仙市営放牧場使用料徴収条例の一部改正、第13条は大仙市牧野使用料徴収条例の一部改正、第14条は、大仙市牧野管理利用機械使用料徴収条例の一部改正、30ページをお願いいたします。第15条は、大仙市南外特用林産研修施設設置条例の一部改正、第16条は、大仙市南外森林総合利用施設設置条例の一部改正、第17条は、大仙市緑の交流空間施設設置条例の一部改正、第18条は、大仙市死亡獣畜取扱場設置条例の一部改正、第19条は、大仙市太田高齢者等活動・生活支援促進機械施設条例の一部改正、第20条は、大仙市中

仙地域農業総合管理施設条例の一部改正、32ページをお願いします。第21条は、大仙市立太田就業改善センター条例の一部改正、第22条は、大仙市神岡農山村多面的機能活用施設及び交流促進センター施設条例の一部改正、34ページをお願いします。第23条は、大仙市西仙北ぬく森温泉ユメリア条例の一部改正、第24条は、大仙市八乙女温泉さくら荘条例の一部改正、第25条は、大仙市協和温泉条例の一部改正、36ページをお願いいたします。第26条は、大仙市南外ふるさと館条例の一部改正、第27条は、大仙市太田ふるさと館条例の一部改正、38ページをお願いいたします。第28条は、大仙市太田四季の村条例の一部改正、41ページをお願いいたします。第29条は、大仙市観光情報センター設置及び管理に関する条例の一部改正、第30条は、大仙市協和モーターサイクル場設置条例の一部改正、42ページをお願いいたします。第31条は、大仙市荒川鉦山跡地観光施設条例の一部改正、第32条は、大仙市まほろば唐松中世の館条例の一部改正、第33条は、大仙市工学博士物部長穂記念館条例の一部改正、第34条は、大仙市まほろば唐松公園施設設置条例の一部改正、44ページをお願いいたします。第35条は、大仙市立太田南部コミュニティセンター条例の一部改正、第36条は、大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例の一部改正、47ページをお願いいたします。第37条は、大仙市協和農林水産物直売・食材供給施設条例の一部改正、48ページをお願いいたします。第38条は、大仙市協和遺跡・陶芸の里交流施設条例の一部改正、第39条は、大仙市大曲地域職業訓練センター条例の一部改正であります。以上のそれぞれについて、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて3パーセント引き上げられることに伴い、消費税率の増税分の3パーセントを使用料等に転嫁するものであります。

なお、使用料等の額の計算に当たりましては、計算後の額に10円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てて処理しておりますが、第12条の大仙市営放牧場使用料徴収条例につきましては、一頭ごとの使用料を円単位とし、条例で利用日数を乗じた際に10円未満を切り捨てております。また、第20条から第38条までの商工観光課所管の温泉施設などの観光関連施設につきましては、経営に支障を来さないよう、10円未満を切り上げて使用料を定めさせていただいております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 中味的には分かりますけれども、経過措置のところをちょっと説明していただけますか。

○委員長（高橋幸晴） はい、今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 経過措置につきましては、公共施設は、改定後の利用料等額の適用については、施行日を平成26年4月1日とさせていただいておりますので、4月1日以降に利用の許可を受けたものについては、本改正条例を適用することとさせていただいておりますが、それ以前に、3月31日以前に許可を受けた使用料等の額については、改定前の額とさせていただくものを経過措置とさせていただいております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 消費税法、あるいは地方税法の一部改正の条例の改正ということでもありますけれども、お聞きしたいんですけれども、いろいろな施設がありますけれども、利用料金というのは、何を基準にして設定されているのか、あるいは1日当たりだとか、半日当たりだとか、1時間当たりの使用料だとかもありますけれども、そこらへん、何をもちょうそのような基準があるのか、利用料金を定めているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） これはどちらもですか。はじめに、相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 総合政策課所管の南外コミュニティセンターにつきましては、合併前からの条例をそのまま引き継いできておりますので、当初の金額については調べてみないと、ちょっと、申し訳ございませんが即答はできかねます。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 南外のコミュニティセンター、南小学区コミュニティセンターと2つのコミュニティセンターがありますけれども、利用料金がかなり、同じ南外であっても違うというような感じもしますし、同じ南外地域にあつて、そのへんの利用料金というのが、ある程度統一されてもいいのかなというふうな感じもしますけれども、そのへんちょっと。ただ、合併前からの流れで来たというようなことでもありますけれども、合併してからもうだいぶなりますし、そのへん例えば、見直しというか、そういうことも考えていかなければならないのかなとは思いますが、今の消費税法の条例に直接関係ありませんけれども、それ以前の話でありますけれども、そこちょっと。

○委員長（高橋幸晴） はい、相馬総合政策課長。

○総合政策課長（相馬幸則） 南外コミュニティセンターと南小学区コミュニティセンターについては、それぞれ建物が建設された時期が大分違っておりました、南小学区コミュニティセンターにつきましては昭和四十年代後半だと思います。それから南外コミュニティセンターについては、昭和五十八、九年頃ということで、十年以上の開きがありますけれども、片方は木造、片方は鉄筋ということもありまして、それぞれ部屋の規模、内容も違いますし、そういうことで建設されたさいにこういう額になったと考えられます。ただ、この利用料金につきましては、一般市民が使用する場合は無料でありますし、利益を目的とした場合にのみ適用される額でございますので、直接市民にどうのこうのということはないかと存じます。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 商工部関係の方の利用料金についても、今と同じような趣旨でお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） はい、今野課長。

○農林振興課長（今野功成） ご質問の件でございますが、合併以前からの施設につきましては、似た目的の、目的が同じものについては、それぞれ同じ額を適用させていただいているということで、第5条から7条の南外地域の集会所として主に使われている施設については、それぞれ使用料の単価は同じでございます。それぞれその以降に、協和地域、太田地域等施設がございますが、それぞれの地域における平均的な利用料を参酌しながら、合併前に決められたものをそのまま踏襲しておるところが現状でございます。あと、放牧場等の機械等の使用料については合併に際して、合併協議会において、単価の調整を図ってまいりましたが、それ以外の施設については先ほどの総合政策課長の説明と同様に従前のものを適用させていただいておるのが現状でございます。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 商工観光課所管の、この条例改正の中で温泉に係る部分が多いわけでございますが、温泉の入湯料につきましては、合併以前は格差があった状況にあります。それで、400円だったり、500円だったり、300円というところでおりましたが、入湯料につきましては上限510円を基本としておりますので、それをすり合わせてきております。ただし、宿泊に係る分野、利用に係るその他の施設につきましては、規模内容等甘味しながら、それを調製できるというところではないので、現行の合併以前のものや、そういったものを参照にしながら、今回の3%嵩上げ分とな

っております。

○委員長（高橋幸晴） はい、小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 企業対策課所管の39条、大曲職業訓練センターの料金がありますが、県内3ヵ所、秋田、鷹巣、大仙大曲地域に、県内3ヵ所、これは国の雇用促進事業団、厚生労働省所管の事業として配置されておりますので、そういった観点で設置当初からの料金ということになっております。

○委員長（高橋幸晴） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

○委員長（高橋幸晴） はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 私どもまだ消費税に対して、4月から引き上げが予定されているわけですが、内閣の方でもまだ最終的に決まっていないうし、基本的に消費税に関するものには賛成できないと考えています。それと同時に質問のところでやればよかったかもしれませんけれども、国の消費税法案の中には地方自治体の市民会館とか公民館とかの料金は徴収しなくても良いというところがあるんだそうです。その徴収しなくても良い部分がどれくらいあるのか、もしわかったら教えていただきたいと思ひます。

○委員長（高橋幸晴） 質疑は終結しましたので。ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、これで討論を終結いたします。

本件は挙手により採決します。本件に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

○委員長（高橋幸晴） 多数であります。よって本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開は、10時35分といたします。企画部の皆様、大変おつかれさまでした。

午前10時25分 休 憩

.....
午前10時35分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

議案第157号「大仙市協和モーターサイクル場の指定管理者の指定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 資料No.1の議案書119ページをお願いいたします。

議案第157号「大仙市協和モーターサイクル場の指定管理者の指定について」、大仙市協和モーターサイクル場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称及び所在地につきましては、大仙市協和モーターサイクル場、所在地については、大仙市協和荒川字嗽沢地内となっております。モーターサイクル場の設備の内容といたしましては、面積が2万2,500平方メートル、コースが764m、付帯設備が点検場、観覧席、コントロールタワーなどとなっております。今の指定管理者となる団体の名称及び所在地につきましては、秋田県モータースポーツ振興会、代表が鎌田英告さんとなっております。潟上市天王字上北野26番地15となっております。指定の期間ですが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっております。

以上、簡単な説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 指定管理に関しては何ら異議ございませんけれども、今回初めて指定管理になるのか、ひとつと、年間大体どれくらいの利用率があるもんだが、そのへんのところひとつお伺いしたいです。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） この施設につきましては、2回目の更新で、前回は3年前にやっております。これは前回やるときに大分議論された施設でございます。荒川鉦山地内にこのモーターサイクル場という、爆音と言いますか、そういったところで審議された施設かと私は認識しておりますが、この団体につきましては当初予定したよりもモータースポーツというところで、我々の方に報告もいただいて、利用者からも安全で、そういったルールなんかも守ってるというところで報告いただいております。それと年間の収支予定ですが、約340万ほどとなっております。それで、全額利用料、本人たちのプログラムの広告代となっております、340万が全額そういった支出状況にな

っております。それで指定管理料がないという状況で運営していただいているという内容になっております。以上でございます。

○委員長（高橋幸晴） はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） ひとつは、車の利用、使用料のところがありましたけれども、ミニバイクとか、ジムカーナとかカートってありますけれども、これらがまず仮に故障したり、あるいは壊れた場合、修繕費とか、更新費というのは、その辺のところはどうなっているのかお尋ねします。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 本人たちの車については、本人たちの、ただ施設について、市の建物に損害があった場合は、市の保険が適用になります場合もありますので、そういった保険対応となっております。本人たちは本人のそういったものに入っていないければ、相手方も認めないだろうし、ただ怪我とかそういったものも過去にはあったかと思うんですが、それは本人たちの対応で、市の施設については今のところ、コースが壊れたとか、バイクとか、そういったところがあるかと思いますが、保険適用になっているかと思います。

○委員長（高橋幸晴） はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 利用人数はどれくらいいるもんですか。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 条例の方にもありますが、大会が21万あるので、8回予定しております。それと個人が2,100円、平均的なところで80台掛ける8カ月という積算になっておりますので、それくらいの実績の前後が推移しております。

○委員長（高橋幸晴） ほかに質疑のある方お願いいたします。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 質問なるかどうか分からないんですけども、特殊なあれですのでちょっと伺いたいと思いますけれども、これは毎日現地に管理者としているものでしょうか。それとも必要なときだけ管理しているものか。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 現地には毎日おります。条例上うたっておりますので、例えば希望があって、自分の車を持ってきて利用するという内容ですので、カートの貸し出し等々ありますが、基本的には自分の車を持ち込んで、自分が利用するという内容です。

- 委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、茂木委員。
- 11番（茂木 隆） 指定管理料がゼロということで頑張ってもらっている、これも一時いろいろあって、大仙市でもモーターサイクル場を無くすというか、というようなこともあったけれども、あのころは鎌田サイクルだったかな、がまずそういういろんな要望を出して、これが続いていくことになったんしども、地元（大仙市）の利用者がそんなにおらないように思うんですけれども、ここの秋田県モータースポーツ振興会では、こういうスポーツがあるというか、そういうものを啓蒙する宣伝も、例えばなんか子どもたちとか親子とか、なんか催し物をやっているような話もあるんですけれども、その辺詳しくもし分かりましたらお願いします。
- 委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。
- 商工観光課長（五十嵐秀美） 私もその辺はご存じない部分もありますが、今回の広報、2カ月前の広報でしたか、自転車の大会をやって、大仙市の職員も出たり、レース大会に独自の車という、バイクというものじゃなくて、独自の子どもを対象にしたものとか、一般の方を対象にして、独自の事業としてやっておりましたので、広報にはそれ載っておりまして、大仙市の職員のチームが何位になったどがってという広報がありましたので、それは開催されていると思います。
- 委員長（高橋幸晴） ほかに質疑はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。お諮りいたします。
- 本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

-
- 委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第163号「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

はじめに、農林振興課所管の予算について、当局の説明を求めます。今野農林振興課

長。

○農林振興課長（今野功成） 議案第163号「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、農林振興課所管分について、ご説明申し上げます。

それでは、補正予算書の19ページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12事業産地づくり推進事業費につきましては、100万1千円の補正をお願いするものであります。補正の内容であります。本事業で行っている水田転作に対する交付金の増額補正をお願いするものであります。ひとつには、ほ場整備事業を実施している地区にあつては、面工事を実施した年度に、イタリアンライグラスやエン麦などの地力増進作物を作付けしてほ場にすきこんだ場合に10アール当たり3万円を助成しております。その内の2万2千円を本事業から支出しておりますが、今年度実施分のほ場整備面積が当初計画より増加したことから、交付金170万円の増額をお願いするものであります。また、もうひとつとして、水田転作として枝豆や大豆などの振興作物を1ヘクタール以上作付けした際に10アール当たり2千円を交付しておりますが、今年度の作付け面積が当初予定より少なくなったため、69万9千円を減額させていただき、併せて100万1千円の補正をお願いするものであります。なお、本事業は、県の交付金が100パーセント充当されておりますので、補正額の財源として、補正額と同額の100万1千円を県支出金として歳入予算に計上させていただいております。

以上、平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）のうち、農林振興課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） ほ場整備の面積と、枝豆に対しての面積、分かりましたら詳しくお願いします。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） ほ場整備につきましては、今年度実施分、すべて県営補助整備事業でございます。地区的には、4地区ございます。西仙北地域の藪台地区、それから中仙地域の中仙中央地区、それから太田地域の東今泉地区、本堂城回地区と言って美郷町の地区であります。一部本市の太田地区に入っている地区、併せて4地区で本年

度実施させていただいておりますが、当初204haほどの予定でありましたが、最終的に214haの実施になりまして、その差額の分として、10a当たり3万円、この事業としては2万2千円、残り8千円は別の産地資金ということで出させていただいておりますが、とういうことで増額させていただいております。ちなみに西仙北藪台地区は今年度53ha、中仙中央地区は124.8ha、太田地域の東今泉地区が33.3ha、それから本堂城回地区として3.8haを実施させていただいております。

つぎに、エダマメ等の実績でございますが、本事業でエダマメと葉タバコ、それからアスパラガス等を助成させていただいておりますが、ほとんどがエダマメであります。全体とすれば、145haでございますが、ほとんどがエダマメでございます。

○委員長（高橋幸晴） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、これで農林振興課所管分についての質疑を終結いたします。

つぎに、商工観光課所管の予算について、当局の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案第163号「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、商工観光課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

資料NO2、補正予算書12月補正20ページ、資料NO2-1「12月補正主な事業説明書」に基づいてご説明申し上げますので、「主な事業説明書」11ページをご覧くださいと存じます。

7款1項4目92事業「大仙市第三セクター出資金」につきましては、株式会社物産中仙の増資について、3,000万円の補正をお願いするものであります。事業の概要といたしましては、平成22年度に市の増資2,000万円を受け、会社として経営改善を図り、平成23年度には若干なりとも経常利益が確保され、市としても喜んでいたり、平成25年1月に東雲堂から2月に製造工場を閉鎖する旨を報告されております。平成24年度の第3四半期までは、経常利益10%を確保しておりましたが、第4四半期の予定していた生地売り上げ、約600万円がなくなり最終的には、経常利益が389万4千円の赤字となったところであります。以前から生地及び製品の販路拡大に努めておりましたが、工場閉鎖の連絡以降は特に、新規の販路開拓に努め、4月から関西の5社、県内外3社と取引を開始しておりますが、本年度の決算見込みの経常利益確

保までの付加にならない状況と予測されております。また、生地の販売については、関西周辺に出向き販売強化に努めてまいりましたが、今後とも望めない状況と会社から報告を受けております。今後の経営状況については、昨年契約いたしましたもち米60トンの内、35.4トン分の支払い700万円、いぶり大根用の大根と人参が約450万円、きりたんぼ用うるち米の仕入250万円、杜仲原葉の仕入れ230万円等の支払いにより、来年2月には資金のショートが予測され、出資金の増額をお願いするものであります。今後の経営改善策といたしましては、経費構成比率の高い人件費を人員整理するもので、今回、正社員2名とパート職員1名の削減を行い、資本金の回復に繋げるものであります。状況によっては、人件費がまだ高いと判断された場合などは、パートへの切り替えや季節従業員の雇用により人件費比率の引き下げに努めることとしております。また、今後の経営安定を図るためには、製品の販売先確保と人件費削減や売り上げ原価縮減の両面を実施することとしておりますが、特に市内外の事業所への外販強化、新規開拓に努める一方、なんと言っても社員全員の士気高揚と意識改革に取り組んでいただき、再度、このような事態が発生しないよう経営再建に市も指導しながら健全経営に努めてまいりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上1件の補正内容をご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 東雲堂が生地を買わなくなったということですがけれども、東雲堂自体が倒産したのか。それひとつ。出資金300万円が入っているっしども、これはどういうような取扱いになっているのか。2点について。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 東雲堂は工場を閉鎖して製品は販売しておりますので、まだ取引もこちらからありますので、株主として残っております。製品も東雲堂の方に入っておりますので、今後とも引き続く予定でございます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 前の説明会の中でも出たんですけれども、大仙市の職員とか、議員さんにもっともっと宣伝して販売してもらおう努力が必要じゃないかという意見が出されたんですけれども、大仙市に支所とか行きますと売店とかあるもんですか。支所にも。

ここには売店ありますよね。ここだけ。そういう売店とか、役所の一部にそういう窓口
というか、そういうのを設けて、もう少しやっぱり、市の事業でもありますので、職員
に協力をもらうということを検討できないか、前向きに今後検討して頂ければありがた
いと思います。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議員ご指摘のとおり、前回の全員協議会でも話を聞いて
おきまして、たまたま昨日ですか、物産中仙の方から電話ありまして、今日の昼食中に
議員の皆様にもお願いにあがりたいという運びになっております。それで、議会事務局
の方にもお願いして、議長さんの方に事務局長からいっておきまして、休会になってい
るところだと思います。ということで、12時半以降にお伺いすることになっておりま
す。それと、職員等々については、きりたんぼの時期は時期で、我々職員用の掲示板と
いうものがコンピューター上、全職員に出るんですが、そういったものを活用して、も
のすごく利用はあるかと思います。ただ、部長にもよく言われるんですが、そういった
コンピューター上のものばかりじゃなくて、実際に物産中仙から出向いて販売すれば、
いくらかでも評価につながるのではないかというところで、今日も多分、午後以降は職
員の方に回る予定と伺っておりますので、そういったところは今後とも評価を図ってい
くこととしております。

○委員長（高橋幸晴） 小野地課長。

○企業対策課長（小野地洋） ただ今のに関連いたしまして、企業対策課といたしまして、
企業訪問の際に、物産中仙のおかきを率先して、訪問先の企業にお届けしております。
先般開催いたしました首都圏企業懇話会の参加者へのお土産にも、額的にはちょっと小
さい、一番小さなおかきのセットでしたけれども、お土産として配っております。その
ことが、企業自体のお歳暮、お中元などに採用していただければなという、繋がればと
いうことで、継続的に取り扱っております。

○委員長（高橋幸晴） ほかに質疑のある方、お願いいたします。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 経営改善策が主に人件費の削減というようなことで、あまり前向
きな改善策ではないので、やはり今、両課長が言ったように、売る、買ってもらう姿勢
というか、そういう経営努力はこれからも、当然今まで以上に頑張ってもらわなければ
ならないというふうに思います。その中で、いぶり大根もやっているということですが
けれども、これは製品を買ってきて売るのか、それともそこで作ってるのか、その辺ちょ

っとお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） いぶり漬については、二通りありまして、直接漬け込んでやってみるものと、いぶったものを樽に漬け込むものと、パック詰めのもも必要に応じて仕入れて売っているという状況の3本立てでやっております。それで、いぶりについては、本来であれば、今年ものすごく売れる状況にあったんですが、昨年不作で、いぶり大根を仕入れることが、ものすごく県内の方々が難儀しております。それで特にここは協和のおばこ食品等々と手を結びまして、大根の仕入れ等々行っているところでもあります。

○委員長（高橋幸晴） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、これで商工観光課所管分についての質疑を終結いたします。

つぎに、企業対策課所管の予算について、当局の説明を求めます。小野地商工観光課長。

○企業対策課長（小野地洋） 議案第163号「平成25年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」の内、企業対策課が所管する予算について、ご説明申し上げます。

「補正予算書の18ページ」及び「主な事業の説明書10ページ」をご覧ください。

5款労働費、1項労働諸費、4目労働諸費、62事業「大仙市雇用助成金」については、補正額1,100万円、補正後の金額5,930万円であります。事業の概要であります。65歳未満の大仙市民を期間の定めのない雇用をした場合、会社等に対して助成金を交付するものであり、当初より増加すると見込まれるため、所要の増額をお願いするものであります。主な内訳として、「雇用奨励助成金」と「雇用創出助成金」の2つの制度のうち、一覧表の下段であります。雇用創出助成金において、支出済み額3,080万円、今後申請見込額2,467万5千円、当初予算額4,485万円と比較して、1,062万5千円であり、奨励分と合わせて1,100万円の補正であります。

「4.」のこれまでの成果の一行目にありますとおり、25年度10月までの実績として、147事業所、185件、一般247人、新卒89人、合計336人であり、当初見込みより多く推移しております。財源の内訳は、雇用助成事業債1,100万円であり、これは、償還に有利な過疎債のソフト事業分であります。

以上、企業対策課が所管する補正予算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） これはどういう業種が多いんですか。中身について、もうちょっと詳しく、わかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 25年度の10月末のデータでございます。全体の中で42%がサービス業となっております。これが61事業所。1,187万5千円であります。これが1番です。2番目が、全体の26%、これが製造業であります、38事業所、950万円であります。3番目が、16%、これが建設業であります、23事業所、402万5千円。以下、小売業、それから運輸業、卸売業などあります。1番になりますサービス業、42%の内、介護・福祉関係が大変雇用の活動が活発でありまして、69%、約7割が福祉関係の事業所、42事業所となっております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） この4番のところにハローワーク大曲管内とありますけれども、角館のハローワークも入っているのかっていうの、一つと、この助成のやつは、あくまでも事業主にやる助成だとおもいますけれども、それと雇用期間が例えば、雇用したベドも、何カ月らへんで辞めた場合の解雇したときの助成に対して、例えば戻すとか、その辺のところを詳しく説明願いたい。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 角館も入りますが、表記のとおりこの数字は、大仙、美郷所管分の数字であります。それから2点目の残念ながら辞めた場合ということですが、現在の雇用助成金の制度っていうのは、改善してきたわけでありまして、当初前払い、就職してすぐ申請を受けて払っておりましたが、やっぱり辞める方がおまして、戻し入れという、手続的に煩雑だったものですから、半年間の雇用実績をもって申請をしていただき、例えば雇用助成金の金額が15万円ですと、7万5千円を1回目お支払いし、1年雇用実績で残りの7万5千円をお支払いするというように、事業所と市とのやりとりを出来るだけ無くするというような制度に改めております。それから、付随してと申しますか、この制度を初めて以来、効果というものを測っていかなければ

いけないということで、2年経過後、本人が就職しまして、1年後に申請を受けてお支払いをし、さらに1年後に継続的に頑張ってお勤めていただいておりますかという、各事業所に調査をしております。その結果ですけれども、一番の最新の平成22年度の採用の方を対象にした調査で、全体の85%が丸2年経過後も継続して勤務していただいていると、残念ながら15%の方はなんらかの理由で退職、辞められているという、そういう調査結果となっております。

○委員長（高橋幸晴） 富岡委員。

○1番（富岡喜芳） この147事業所というのは、例えば大仙市の住民の方が例えば美郷とか仙北市さ行って働いた場合、そういう場合でも、大仙市以外の市町の業者さんも対象になるのか、逆に、大仙市の企業に今言った美郷、仙北の人が来た場合も該当になるのか、そこらへんのところひとつと、もうひとつそれから、これを使った場合、何年間だけ、その事業に対して補助をしていくのか。その2点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 雇用助成金制度は、大仙市に事業所のある事業所さんが大仙市民を雇用した場合に市が助成するという制度であります。それから、何年間というお尋ねでしたが、これは1回限り、1人1回採用につき、例えば15万円ですと、先ほど申しあげました2回に分けて、それが1回限りです。それから、関連してですけれども、大仙市独自の制度として、郡単位と申しますか、広域単位で仙北市、美郷町にある事業所さんが大仙市民を雇用していただいた場合5万円ということで、圏域雇用助成金という制度も作っております。これは大仙市独自でございます、県内でもほかに例のないことだと思います。ただ、大仙市民が雇用していただいているということで、経済活動は行政の区域を越えてありますので、そういった市の姿勢を事業所に示したいということで制度を設けております。

○委員長（高橋幸晴） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、これで企業対策課所管分についての質疑を終結いたします。以上で、議案第163号についての説明及び質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） 次に、陳情第2号「日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情」についてを議題といたします。

意見や質疑を頂く前に、ちょっとこれについて調べていただきました。前にもこの陳情は提出されておるといことで採択をされておる陳情であります。従いまして、もう一度今回陳情に挙がってきたわけですし、その点についても皆さんから考慮頂いて、ご意見を出していただければと思います。

当局より参考意見がありましたら、お願いいたします。小野地企業対策課長。

○企業対策課長（小野地洋） 特にございませぬ。

○委員長（高橋幸晴） それでは、皆さんからご意見、質疑お願いしたいと思います。佐藤委員。

○20番（佐藤清吉） 前に採択になったというのは、いつ頃の時期ですか。もし採択となっていれば、同じようなかたちであれば、みなし採択でいいんじゃないかと思います。

○委員長（高橋幸晴） ただ今、佐藤委員からみなし採択という意見がありました。ほかに。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 私は、前回どうだったか分からないですけども、今このブラック企業というのが、社会問題化しています。そういう意味では、これはここ最近出てきた言葉なので、是非採択した方がいいというふうに考えています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（高橋幸晴） 今、お2人から採択という意見がございました。ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） それではお諮りいたします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました陳情第2号について、意見書の案文についてご協議いただきたいと思います。

（事務局が意見書案を配付）

○委員長（高橋幸晴） ただいま配付いたしました意見書案について、なにかご意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 特にないようございますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいまご協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ご異議ないようですので、そのように決定いたします。

○委員長（高橋幸晴） 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件についてお諮りいたします。

お手元に配付しました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○委員長（高橋幸晴） 以上で、当委員会に付託となりました事件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時21分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年 月 日

企画産業常任委員会委員長 高 橋 幸 晴